

税務収納課よりお知らせ

この機会に自己資産をチェック！

固定資産台帳で確認を

閲覧・縦覧制度による資産の確認が、次の日程で行えますので、この機会に自己資産をご確認ください。台帳を確認いただき疑問や不明な点がありましたらお問い合わせください。

■無料閲覧・縦覧期間

4月1日(月)

～5月31日(金)

8時30分～17時15分

(土、日、祝日は除く)

■閲覧・縦覧場所

税務収納課 資産税担当

◆閲覧制度とは

納税義務者等が自己の固定資産税台帳を見ることができ、る制度です。

■期間 閲覧はいつでも可

■手数料 前記期間は無料

(期間外は1件300円)

■閲覧対象者

納税義務者、所有者、借地借家人

※代理人として閲覧する場合

は、閲覧対象者の委任状が必要が必要です。

※借地借家人またはその代理人が閲覧する場合は、契約書等の権利関係を示す書面が併せて必要です。

◆縦覧制度とは

固定資産税の納税者が、自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であるかを確かめる制度です。

■期間 上記期間のみ

■手数料 無料

■縦覧対象者

固定資産税の納税者

※代理人として縦覧する場合は、縦覧対象者の委任状が必要が必要です。

※法人は、代表者印を持参、

または、市HP等から入手

した申請書に、代表者印を

押印してあれば、委任状は

不要(閲覧・縦覧共通)

■問い合わせ

税務収納課 資産税担当

(内線156～158)

軽自動車の廃車・名義変更手続きは3月中に！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に1年分の税金がかかります。

月割り還付の制度はありませんので、破損して使用できない車両や、解体、廃棄等で既に車両を所有していない場合は、廃車の手続きを行ってください。

また、亡くなったご家族名義の車両がある場合は、名義変更の手続きを行ってください。

山梨県軽自動車検査協会で行う手続きする車両

- 三輪および四輪の軽自動車

■問い合わせ 山梨県軽自動車検査協会
☎050-3816-3121

山梨運輸支局で行う手続きする車両

- 軽二輪(125cc超～250cc以下)
- 二輪の小型自動車(250cc超)

■問い合わせ 関東運輸局(山梨運輸支局)
☎050-5540-2039

市役所で手続きする車両

- 原動機付自転車(125cc以下)
- 小型特殊自動車(農耕作業用・特殊作業用)
- ミニカー(20cc超～50cc以下の三輪以上のうち、車室を有するもの、または左右の車輪の間隔が50cmを超えるもの)

【廃車手続きに必要なもの】

- 標識交付証明書
- 所有者・使用者の認め印
- 届出者の身分証明書
- ナンバープレート

【名義変更手続きに必要なもの】

○世帯内での名義変更の場合

- 標識交付証明書
- 新しい所有者・使用者の認印
- 届出者の身分証明書

○譲り受けた場合

- 譲渡証明書
- 新しい所有者・使用者の認印
- 届出者の身分証明書

※代理人の方が手続きする場合は委任状が必要です。

■問い合わせ

税務収納課 市民税担当 (内線153～155)

税の申告はお済みですか？

平成30年分の申告と納税の期限は次のとおりです。まだ、お済みでない方は、お早めに申告書の提出と納税をお願いします。

A. 市県民税の申告

B. 所得税の確定申告と納税

C. 贈与税の申告と納税

◆期限 3月15日(金)
(A～C共通)

D. 個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税

◆期限 4月1日(月)



■問い合わせ

* Aについて

税務収納課 市民税担当

(内線153～155)

* B～Dについて

甲府税務署

☎0555・254・6105